

2020 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)は、2012年4月1日にそれまでの社団法人から公益社団法人に移行し、より公益に資する活動を行うために、権利者及び利用者に対し、著作権に関する積極的な事業活動を展開してきた。

事業の実施については、公益法人移行後、三カ年毎に基本計画を策定し、本年度は第三次三カ年基本計画(以下「三カ年計画」という。)の二年度目にあたる。

したがって、三カ年計画の目的を達成すべく、昨年度同様、管理業務拡充、実態調査改善、国際戦略の策定、教育環境整備を4つの重点事業として事業計画を策定する。但し、次に掲げる特記に依り、重点事業において抑制的な実施にならざるを得ない可能性が高いであろうことを付記する。

《特記》

新型コロナウイルス禍の経済に与える影響については、IMF(国際通貨基金)が4月14日に改定したWEO(World Economic Outlook=世界経済見通し)レポートの中でわが国の2020年の成長率予測を前年対比マイナス5.2%としていることから分かります。極めて甚大になると予想される。したがって当センターの事業の遂行、特に使用料の徴収においても大きな影響が出ることが想定されることを勘案し、また2020年度後半より翌年度に向かって徐々に回復基調を示す(WEOレポートによる)であろうことを含んだ上で、まず2019年度実績並みを維持すべく事業計画を策定する。

《重点事業》

1. 特記事項を前提としつつ、無許諾利用の解消を最重点目標においた利用契約促進へ向けたさらなる取組みとして、次の事業を柱として実施する。
 - ① 日本経済新聞社等の新規委託者からの管理委託増に取り組み、加えて②～⑤の施策を有機的に組合せながら実施することで、使用料収入を可能な限り2019年度並みに維持することを目指す。(注1)
 - ② JBMIA(一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会)との連携強化により複合機メーカーとの関係を強め、リース契約締結時には当センターとの契約も同時に締結されるような仕組みづくりを目指す。
 - ③ 日本行政書士会連合会のネットワークを活用した普及啓発、契約促進の取組みに向けての環境整備を継続する。
 - ④ メディアを活用した積極的な広報の実施と連動した契約手続き案内業務を展開するなど、積極的な周知、契約促進の取組みを実施する。
 - ⑤ 利用者のニーズにあった利便性の高い許諾範囲を提供できるよう、委託者から現在管理の委託を受けていない利用形態や権利の委託が得られるよう、委託者の理解を得るための努力を継続する。必要に応じて管理委託契約約款を変更する。
 - ⑥ ①～⑤の事業を効率的且つ円滑に実施するために、徴収に関する業務フローを全

面的に見直すとともに、管理システムを新業務フローに合わせ再構築し、2021年度からの運用開始を目差し、要件定義及び開発を行う。

2. 新方式実態調査の実施
可能な限り適正な分配の実施を目指し、統計学的側面に配慮しつつ、昨年度まで準備をしてきた新たな調査方法を実施に移す。
3. 国際的な連携の実現と国際戦略の策定
IFRRO(国際複製権機構連合)及びそれに加盟する各国 RRO との連携を深めつつ、海外 RRO との双務協定締結に向けた環境を整える。
4. 教育機関における許諾環境の整備
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS が実施する補償金管理及び、教育側から求められているライセンス環境の整備について協力し、必要な役割を果たす。また、これを契機に、管理著作物に関するデータベースの整備にも着手する。

《経常事業》

- I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

1. 徴収

2020年度の徴収目標額を515,000千円とする。これは特記において示したとおり、2019年度実績並みの維持を目標とした額である。

2. 分配

2020年度の分配額を、2019年度入金実績額に基づき364,945千円とする。

- II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

1. 一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

- (1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① 特記事項を考慮しつつ、大規模会場にて毎年開催している著作権セミナーを1回開催するほか、一般、新規契約対象利用者、既契約利用者向け等のターゲットや、内容の難易度等を勘案した著作権教育講座を開催(注2)
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体からの講師派遣依頼への対応
- ④ 著作物複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑤ ホームページ、インターネット及び専門新聞等での広報・宣伝活動の実施
- ⑥ 一般又は利用者からの著作物利用に関する問合せや相談を通じた、著作権に関する知識の普及・啓発

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナー他各種文化庁主催・共催事業への参画、並びに講師の派遣(注3)
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及・啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

2. 国際的な活動への取り組み

- ① 文化庁文化経済・国際課との連携の中で、同課が担当しているアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、WIPO(世界知的所有権機関)研修に関する各種会議への参加等、必要な支援・協力を通じて積極的に国際的な活動を実施する。(注4)
- ② 海外 RRO 又は MMO (Media Monitoring Organization) におけるデジタル分野での対応等、JRRC にとって必要かつ重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査・研究を行う。こうした状況を踏まえ、海外 RRO 等との双務協定締結に関する検討を進める。

3. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者、利用者双方の中間の立場に立ち、必要な検討を行う。

III. 著作物や著作権者の所在を明らかにするデータベースの整備

当センターの著作物データベースに関する改善点等を再検討しつつ、ジャパンサーチ等の公的なアーカイブとの連携も視野に、構築へ向けた検討を行う。

IV. 事業継続計画 (Business Continuity Plan) の整備

新型コロナウイルス感染症対応を見据えたテレワーク環境の構築等、緊急事態に備え、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法に関する BCP を引き続き整備する。

以上

注1 / 注2 / 注3 / 注4 :これらの事業遂行の可否は、新型コロナウイルス禍の規模および収束の期間に大きく影響される。